

# 住居表示に伴う住所変更手続き一覧表

項目	手続きの要・不要	手続き先	手続きの期間	備考
住民票 印鑑登録証明書	不 要			◇ 本市で変更します。
本籍				◇ 本籍は、本市から通知があるまで現在のままご使用ください。変更の際は、戸籍の筆頭者に通知があります。
国民健康保険				◇ 国民健康保険証は、更新時に新しい住所で記載します。保険証は、旧住所のまま使用できます。
児童扶養手当				◇ 証書は旧住所のままで差支えありません。手続きは不要です。
年金加入者 * 国民年金				◇ 本市で変更します。
年金受給者 * 国民年金・厚生年金				◇ 年金事務所で一括変更をしますので、手続きは不要です。
年金加入者 * 厚生年金・共済年金	要	勤務先	実施日以降 すみやかに	◇ 通知書又は証明書を添えて勤務先に申し出てください。
年金受給者 * 共済年金		各共済組合	実施日以降 すみやかに	◇ 各共済組合にお問い合わせください。
自動車運転免許証		運転免許センター 又は 住居地を管轄する警察署	免許更新時で可	◇ 住所の変更には、通知書、証明書又は本人宛の郵便物などの新住所が確認できるものをご持参ください。(コピー不可) ◇ 本籍の変更は、本市から変更通知が届いた後の更新時に変更してください。
自動車検査証		九州運輸局熊本運輸支局 軽自動車検査協会熊本事務所 熊本県軽自動車協会	実施日以降 必要に応じて (車検・売買の時など)	普通車・自動二輪車(250cc超) 軽自動車 軽二輪車(125cc超～250cc以下) ◇ 通知書又は証明書(コピー可)をご持参ください。場合によっては、他の書類必要となりますので、事前にお問い合わせください。
不動産登記簿		熊本地方法務局	実施日以降 必要に応じて	◇ 登記名義人の住所変更が必要です。手続きの際は、通知書又は証明書をご持参ください。(コピー不可) ※売買や相続の手続きと同時で可。
法人・商業登記簿		熊本地方法務局	本店：2週間以内 支店：3週間以内	◇ 会社の所在地及び役員の住所変更が必要です。手続きの際は、通知書又は証明書をご持参ください。(コピー不可)
各種許認可		各々の関係官庁	各法令による	◇ 古物営業、風俗営業、質屋営業許可など、許認可を受けている事業所、事業者の住所の変更が必要です。必要書類は、各官庁にご確認ください。
預貯金 生命保険 等		各金融機関 各保険会社	実施日以降 約款に応じて	◇ 名義人の住所変更が必要です。手続きの際は、通知書又は証明書をご持参ください。 ◇ 通知書又は証明書の提示(コピーでも可)で概ね手続可能ですが、金融機関によってはコピー不可の場合がありますので、必ずご確認ください。 ◇ 証券、生命保険証書等は、各会社で取扱いが異なりますので、各会社にご確認ください。
マイナンバーカード		各区役所・総合出張所	実施日以降 すみやかに	◇ マイナンバーカードを所持されている方が対象です。同一世帯の方でもお手続きできますが、代理人の本人確認書類、本人のマイナンバーカード、暗証番号(4桁)が必要になりますので、あらかじめご準備ください。